

令和元年度第3回全国健康保険協会京都支部評議会 議事録

- 開催日時 : 令和元年10月31日(木) 14:00~16:00
開催場所 : 京都経済センター 貸会議室「4-B」
出席評議員 : 桂議長、朝田評議員、増井評議員、宮地評議員、森田評議員、余田評議員(※五十音順)
事務局 : 守殿支部長、大八木企画総務部長、仲野業務部長、徳永グループ長、内田グループ長、浦崎グループ長、堀グループ長、山手グループ長補佐、浴畑主任
議題 : 1. 令和2年度平均保険料率について
2. 令和2年度支部保険者機能強化予算について

議事概要

1 開会

事務局より開会の宣言。

2 支部長挨拶

守殿支部長から挨拶。

3 議事

1. 令和2年度平均保険料率について

(事務局)

令和2年度平均保険料率について、資料1、資料2を用いて事務局より説明。

[論点1 平均保険料率]

【事業主代表】

中長期的な視点で保険料率について考えるという必要性は理解できる。しかし、5年のスパンでの試算と結果の検証はどうだったのか。賃金上昇、被保険者数の増加などの見込みと実際の結果の検証をしていかなければ、中長期の見込みに関する資料に基づいて考えてよいのかという疑念が生じる。シミュレーションの検証の必要性があり、資料を示していただきたい。準備金がこれだけ積み上がっているのは、見込みと現実にズレがあるのではないか。中長期的な試算には機械的計算以外の要素も盛り込んでいく必要があるのではないか。保険料率10%維持ありきという見せ方になっているという印象を受ける。

保険料率に関する評議会意見をあえて提出したいところは提出すればいい

という姿勢については、都道府県の評議会自体のあり方についていかなものかと感じる。保険料率は評議会が一番重要な議論である。平均保険料率をどうするかということについて、各支部の実情に対する学識経験者、被保険者代表、そして事業主代表の声を反映させるための評議会である。特に意見がなければ10%を維持しますという姿勢が見えてくる。それに関してはあまり賛同できない。

(事務局)

シミュレーションの検証結果については、従前の評議会でご説明させていただいたが、制度変更や被保険者数の増大など機械的計算以外の要素もあったため、実際に上ブレは生じているところである。保険料率に関する論点について検討するときに過去の試算と実態の差異も併せて示すというご意見は承りたい。

昨年度の評議会意見では、引き下げるべきという意見は、両論併記の支部を含めると19支部あった。意見のあった半分の支部に引下げ意見があったことになる。中長期でみることは、10%ありきではないということを前提に議論をすることも承りたい。

【事業主代表】

中長期的な視点に立つという理事長意見が出るまでは、保険料率維持と引下げの意見が拮抗していたはずである。赤字ばかりを強調するのは評議会の意見を誘導しているように思える。拘束力はないとしても、支部がその意見を踏襲して運営するというのであれば、改めて保険料率引下げの意見を出すこともある。

【学識経験者】

各都道府県における実情は異なっているため、全国における試算のみを判断材料とすることに疑問を感じる。京都支部においても全国と同様の傾向にあるのか。

(事務局)

京都支部における実績については、資料に記載しているところである。加入者数や事業所数の伸びは全国と比較するとやや低くなっている。医療費の伸びについてはほぼ全国並みである。全体的には全国とほぼ同じと考えてよいと考える。

【学識経験者】

全国とのズレが大きい支部においては、全国平均の数値ではなかなか判断

しにくいはずなので、各支部の現状についての資料を示しているのではない
か。

(事務局)

都道府県別の保険料率について議論していただく際には、支部の数字を示
す予定としている。今回は全国の数値を基に議論していただいている。

【事業主代表】

機械的な試算だけでなく実情を組み込んでいただきたい。消費税が増税と
なったことや毎年最低賃金が上昇していることなどを考えると、賃金は1.2%
以上の伸びになると考える。被用者保険の適用範囲の拡大の動きを考えると
被保険者数の伸びも試算に組み込むべきではないか。

協会けんぽは中小企業が主な加入事業所であるが、そのような事業所からす
ると保険料の半額負担というのは非常に重いものである。その点について考
慮していただきたい。

[論点2 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置の解消とインセン
ティブ制度の導入]

【事業主代表】

激変緩和措置が終了するのであれば、そのタイミングで平均保険料率を下
げることも考えられるのではないか。国庫補助金の問題もあるということは
理解しているものの、事業主の立場を代表して引下げをお願いしたい。

(事務局)

激変緩和措置が終了すると支部の医療費適正化の結果が明確になる。激変
緩和措置とは別にインセンティブ制度が導入されたところであり、全支部か
ら拠出された財源を上位過半数の支部に付与するものである。令和2年度の
加算率は0.004%であるが、将来的には0.01%となる。平成30年度速報では
佐賀支部が最も減算割合が大きい。支部の取組みや事業主や加入者の取組み
が保険料に反映され、医療費適正化の推進につながるという狙いもある。

京都支部は指標3「特定保健指導対象者の減少率」が第1位であった。ま
た、指標2「特定保健指導の実施率」は第24位であったが、その内訳として
は実施件数の対前年度上昇率が第2位であった。指標の中身を行動変容にど
うつなげていくか難しいと感じている。インセンティブ制度を保険料率の加
減算のための道具とするだけでなく、支部の取組みの浸透につなげていき
たい。

【事業主代表】

インセンティブの影響が今後大きくなるのなら、インセンティブ制度の項目や、そもそもの健診項目等も含めて、評議会においてもっと議論させていただきたい。どのような項目を設定すれば医療費が抑制されるか、健康度が向上するか、あるべき姿につながっているかということを議論できればと考える。

(事務局)

インセンティブ項目における評価項目が医療費と連動しているのかという検証が大事と考える。

【学識経験者】

健診の受診や保健指導から脱落していく方たちや重症化して治療を受けないで中断される方たちはどうしても出てくるので、インセンティブに対応した事業が大事なのはよくわかるのだが、それ以前の話としてそもそも健康づくりなどに関心の高い方は一生懸命取り組む一方、世代の若い方も含めた無関心層がいる。インセンティブもさることながら、無関心層に対する働きかけについても保健事業の中で検討していただきたい。無関心層の情報がない中で、対象を絞ることが難しいテーマではあるが、無関心層に対する働きかけが受診などにつながっていくので今後検討していただきたい。

[論点3 保険料率の変更時期]

【事業主代表】

4月からの変更がベストと考えるが、毎年論点となるのはなぜなのか。

(事務局)

以前に標準報酬月額の変更時期に合わせるのいいのではないかという意見もあった。予算確定の遅れから5月からの変更となったことがあるが、それ以外は4月に変更となっている。

【学識経験者（議長）】

4月からの変更で問題ないということでよいか。

(異議なし)

2. 令和2年度支部保険者機能強化予算について

(事務局)

令和2年度支部保険者機能強化予算について、資料3を用いて事務局より説明。

【事業主代表】

次期システム刷新の内容はどういったものか。

(事務局)

現在の協会けんぽの業務システムは、業務・保健・統計情報等の各種データを統合して事業を進めるものとなっている。しかし、現在のシステムが導入されたのは平成27年度であり、前回刷新から一定期間が経過しているため、新たな業務戦略に伴う次期システム刷新を予定しているところである。

【事業主代表】

次期システム刷新においてはマイナンバーの取り扱いはどうなるのか。

(事務局)

現在のシステムにおいても、一部マイナンバーと連携したシステムとなっているが、次期システム刷新では、保険者間での共同利用等も予定されているので、それに対応したものになると考えている。また、AIの活用やロボット化などの最新技術を積極的に取り入れたものになると考えている。

【学識経験者】

来年度にはフレイル健診が開始となる。健診・介護・フレイルのデータを一体として健康づくりに役立てていこうという状況になっているので、加入者が将来高齢者となることを視野に入れた取組みを展開していただきたい。無関心層への働きかけや健康長寿に向けた事業に取り組んでいただきたい。

【学識経験者】

弁護士名による届出勧奨事業はどうなったのか。

(事務局)

弁護士名での勧奨は取下げとし、外部委託業者による電話を中心とした委託事業へと変更した。

令和元年度第2回京都支部評議会終了。

以上